

<手形の流通を妨げる振出>

NO.	約束手形	NO.	
④			
・AB商事 株式会社 a × ・株式会社 AB商事 b ◎		① 「27・8・30」◎ 支払期日 平成年27月8日30 平成27年8月30 支払地 支払場所	
取入	印紙	a × b ◎	
金額 ※			
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。			
① 平成 年 27 月 4 日 30 ◎ 2年 4月 30 a × b ◎		② 振出地 住所 大阪府大阪市中央区淡路町2-6-6 ③ 振出人 龍実商事株式会社 代表取締役社長 廣瀬 隆太 	

参考迄に、手形を受取られる際、形式不備と見なされ易い例を、下記5点に挙げておきます。

①振出日、期日の年月日の欄は、左右に寄りすぎていない事。

aは『右に寄り過ぎ×』 bの『50%未満の重なりで判別出来る程度であれば◎』

※平成 年 月 日の上下ヘズレについて、年月日の印字に重なっていても、明らかに

スランプのアラビア数字で、年月日の間に「・」(コンマ)がついていれば◎

②振出人の記名、捺印は判別出来る事。

捺印の判別とは、最低50%以上解読出来る事が必要です。

③振出人の記名は、

法人の場合は、当座取引の住所・社名・職名・氏名

個人の場合は、当座取引の住所・氏名

が必要です。

④※第一裏書人…株式会社AB商事の場合

名宛は第1裏書人と連続しているか、ご確認下さい。勿論誤字が有れば無効となります、
 「中国」⇒「中國」のように、明らかに同一と見なされる場合は大丈夫です。

(株)、印字で 力) でも流通しますが、裏書欄は不可。

『株式会社AB商事』は◎ 『AB商事株式会社』は×

⑤ ①のアラビア数字が「7 or 1」「5 or 6」「7 or 9」のように、判別しづらく、
 どちらに見えてもおかしくない場合。